

酒類の製造免許等の取扱いについて

～酒類業者のみなさまへ～

平成 30 年 3 月
税 務 署

平成 29 年度税制改正において酒税法が改正され、一部を除き本年 4 月 1 日から施行されます。

このリーフレットは、酒類製造者及び酒類販売業者（以下「製造者等」といいます。）が取得している酒類製造免許及び酒類販売業免許（以下「製造免許等」といいます。）について、具体的な取扱いを解説したものです。

1 改正の概要

平成 29 年度税制改正により、改正前の酒税法（以下「旧酒税法」といいます。）の品目のうち、発泡酒、甘味果実酒及びスピリッツの製造免許等を受けていた製造者等は、本年 4 月 1 日に、改正後の酒税法（以下「新酒税法」といいます。）において、それぞれ、ビール、果実酒及びブランデーの製造免許等を受けたものとみなされます。

例えば、新酒税法ではビールに該当することとなる旧酒税法の発泡酒の製造免許を受けていた者は、本年 4 月 1 日において、ビールの製造免許を取得したものとみなされることとなります（以下「みなし製造免許」といいます。）。

ただし、ビールのみなし製造免許で製造できるビールの範囲は、旧酒税法における発泡酒に該当するビールに限ることとされています。

2 改正に伴う酒類の免許等の取扱いについて

今回の改正によりビールとして分類されることになる発泡酒など、品目が変更となる酒類の製造免許等を受けていた場合には、改正前に製造又は販売することができた酒類について、引き続き製造又は販売することができるよう免許に関する経過措置が設けられています。

旧酒税法	新酒税法	範 囲
発泡酒	ビール	麦芽、ホップ、水その他一定の副原料を発酵させたもの、又はこれにホップ若しくは一定の副原料を加えて発酵させたもので、以下の 2 つの条件を満たすもの（アルコール分 20 度未満のものに限る。） ・ 麦芽比率が 100 分の 50 以上であること ・ 使用した果実（乾燥したもの、煮詰めたもの又は濃縮した果汁を含む。）及び一定の香味料の重量が麦芽の重量の 100 分の 5 を超えない（使用していないものを含む。）こと
甘味果実酒	果実酒	果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させたもの
スピリッツ	ブランデー	果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させた新酒税法で果実酒となるものを蒸留したもの（蒸留の際の留出時のアルコール分が 95 度未満のものに限る。）

(1) 酒類製造免許

- イ 発泡酒製造免許を取得している製造者に、ビールのみなし製造免許が付与されます。
- ロ 甘味果実酒製造免許を取得している製造者に、果実酒のみなし製造免許が付与されます。
- ハ スピリッツ製造免許を取得している製造者に、ブランデーのみなし製造免許が付与されます。

(2) 法定製造数量

酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造する酒類が一定の数量（以下「法定製造数量」といいます。）に達しない場合には、免許の取消要件に該当することになりますが、今回の改正により、みなし製造免許を受けた製造場については、改正前の品目と改正後の品目の合計数量が改正前の品目の法定製造数量に達している場合は、取消要件には該当しないものとして取り扱うこととしています。

(3) 期限が付されている免許

旧酒税法において付与された製造免許等に期限が付されている場合、その期限はみなし免許にも付されたものとみなすこととされています。

例えば、発泡酒製造免許に平成 31 年 3 月 31 日までの期限が付されている場合は、ビールのみなし製造免許についても平成 31 年 3 月 31 日までの期限が付されたものとみなされます。

(4) 酒類販売業免許

旧酒税法において、販売する酒類の範囲について、発泡酒、甘味果実酒又はスピリッツの品目の条件が付されている場合には、それぞれビール、果実酒又はブランデーのみなし販売業免許が付与されます。

3 表示に係る経過措置について

今回の改正においては、ラベル等の変更に係る準備期間が考慮され、平成 30 年 9 月 30 日までは改正前の品目の表示によることができる旨の経過措置が設けられています。

なお、改正後の品目を表示した酒類を移出する場合には、その酒類を製造場から移出する時までに製造場所在地を所轄する税務署に「表示方法届出書」を提出する必要があります。

4 酒税納税申告書の記載方法の変更について

改正に伴い製造する酒類の品目に変更が生じる場合については、酒税納税申告書に記載するコード番号が変更になります。ご注意ください。

《酒類コード一覧表（抜粋）》

コード	旧酒税法での品目	コード	新酒税法での品目
581	発泡酒(1) (麦芽含有率 50%以上のもの)	350	ビール
450	甘味果実酒	410	果実酒
455	甘味果実酒（発泡）	415	果実酒（発泡）
457	甘味果実酒（発泡（本則））	417	果実酒（発泡（本則））
610	スピリッツ	550	ブランデー
615	スピリッツ（発泡）	555	ブランデー（発泡）
617	スピリッツ（発泡（本則））	557	ブランデー（発泡（本則））

詳しくは、酒類指導官が設置されている税務署へお問合せください。